

鳥取縣公報

昭和二十三年九月三日
第千九百四十九號 金曜日

規則

◆鳥取縣規則第五十七號

無畜農家解消縣有牛貸付規則を次のように定める。

昭和二十三年九月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

無畜農家解消縣有牛貸付規則

第三條 縣有牛の貸付を受けたときは、借受者は速やかに最終借受者を決定して別紙第一号様式による借受証を知事に提出しなければならない。

最終借受者を変更したときもまた直ちにこれを知事に報告しなければならない。

第四條 縿有牛の貸付期間は貸付の日より満三年とする。

但し貸付後知事が必要と認めたときは貸付期間を変更することがある。

第五條 借受者は貸付牛を農業共済保険に附さなければならぬ。

第六條 借受者は貸付牛の借受時の價格を、その貸付の

日から満三年据置後知事が指定する期日に、その價格を納入しなければならない。

前項の點で縣有牛の貸付を受けたもの（以下借受者という）はこれを無畜農家に貸付しなければならない。

第一條 縿有牛の貸付を受けたいものは、毎年二月十五日までに別紙第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

島取縣公報 大金曜日發行（休日ニ當ル） 昭和二十三年九月三日 十九號（昭和二十四年四月十五日）

の金額を減免することがある。

前項貸付牛の價格を完納した借受者に対して、知事はその牛を無償譲与する。

第七條 貸付牛が失踪、盜難、焼死その他重大な事故を生じたときは、直ちに知事に届け出でなければならぬ。

この場合借受者はこの牛の借受時の價格の五割に相当する金額を賠償しなければならない。

但し事故の原因が天災その他やむを得ない事由によると知事が認めたときは此の限りではない。

借受者の故意又は重大な過失による事故のときは、その損害の全額を賠償せしめる。

第八條 貸付牛の受領は知事の指定する期日及び場所で行い、これに要する費用及び飼養管理その他一切の費用は借受者の負担とする。

第九條 借受者は別紙第三号様式により台帳を備え貸付牛について出納その他重要事項を記載しなければならない。

第十條 第六條第二項、第七條第二項及び第三項の決定

については、別に定める諸間機関にはかり知事がこれを定める。

第十一條 借受者が、この規則に違背したときは、知事は貸付牛を返納せしめることがある。

この場合借受者は、これによつて生ずる損害の賠償を請求することができない。

第十二條 この規則は昭和二十三年九月一日から、これを適用する。

第一号様式

農用役牛貸付申請書

一、役 牛 牝 頭

一、借受期間 牡 年

右無畜農家解消縣有牛貸付規則により貸付を受けたい

ので次の事項を具し申請致します。

年 月 日

借受者 ■ 体長名 (印)

19800

00822

00823

鳥取縣知事殿

記

一、無畜農家解消計画

第二号様式

縣有牛借受証

次の縣有牛を貸付されましたので、昭和二十三年九月三日鳥取縣規則第五十七号無畜農家解消縣有牛貸付規則を守りこの借受証を提出します。

昭和 年 月 日

借受者 國 体 名 (印)

鳥取縣知事宛

記

貸付牛連名簿

番号	名号	性	生年月日	借受期間	借受時	最終借受者	價格

◆鳥取縣規則第五十八
昭和十四年四月十日鳥取縣令第三十三号鳥取縣漁業取締規則を左の通り改正する

昭和二十三年九月三日

鳥取縣漁業取締規則
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三号様式

借受台帳

第一條 次に掲げる漁業は知事の許可を受けなければ、これをすることができない。但し漁業権又は入漁権に

よつてする場合はこの限りでない。

一 地曳網漁業

二 船曳網漁業

三 手縄網漁業

四 打瀬網漁業

五 衝網漁業（方言丹後網を含む）

六 巾着網漁業

七 揚縄網漁業

八 ばら旋網漁業

九 編網漁業

十 わかさぎ刺網漁業

十一 いな、せじこ刺網漁業

十二 猪刺網漁業（方言三重建網漁業に限る）

十三 こい張網漁業

十四 敷網漁業（特別漁業に該当しないもの）

十五 弁網漁業

十六 四手網漁業

十七 藤網漁業

十八 鶴川漁業

十九 答漁業（うなぎを目的とするもの、河川湖沼に限る）

二十 けんしき網漁業（方言底流網漁業）中海及び境水道（島根縣八束郡森山下字部尾去るが鼻先端と鳥取縣西伯郡外江町祇園神社殿西端とを結ぶ線から境港大突堤東端より眞北の線に至る区域におけるもの

前項の漁業を許可したときは様式第一号により漁業権札を交付する。

第二條 漁業の許可を受けようとする者は一業態毎に次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 漁業の名称

二 漁獲物の種類

三 漁業の場所

四 漁業の時期

五 漁具の構造及び漁法

六 船名、噸數又は馬力（動力付漁船

第五條 漁業の認可の期間は五年以内とする但し潜水器漁業は一年以内とする。

第六條 漁業の許可を受けた者はその漁業をするときは漁業鑑札を携帯しなければならない。

第七條 漁業の許可を受けた者第一條第一項第二号乃至第六号の事項を変更しようとするときは漁業鑑札を添え知事の許可を受けなければならない。

第八條 漁業の許可を受けた者第一條第一項第二号乃至第六号の事項を変更しようとするときは漁業鑑札の下付又は返付を受けたときは遅滞なくこれを返納しなければならない。

第九條 漁業の許可を受けた者第一條第一項第二号乃至第六号の事項を変更しようとするときは漁業鑑札を添え知事の許可を受けなければならない。

00825

によるもの）

七 漁業根拠地（動力付漁船によるもの）

八 許可期間

前條第二項及び第四項の規定は第一項の認可申請書にこれを準用する。

第四條 漁業の認可の期間は五年以内とする但し潜水器

漁業は一年以内とする。

第五條 漁業の許可を受けた者はその漁業をするときは漁業鑑札を携帯しなければならない。

第六條 漁業の許可を受けた者第一條第一項第二号乃至第六号の事項を変更しようとするときはその申請書を経由した市町

村長の証明書を携帯しなければならない。

但し本縣内に住所を有しない者にあつては知事の証明書を携帯しなければならない。

第七條 漁業の許可を受けた者第一條第一項第二号乃至第六号の事項を変更しようとするときは漁業鑑札を添え知事の許可を受けなければならない。

第八條 漁業の許可を受けた者第一條第一項第二号乃至第六号の事項を変更しようとする者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第九條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第十條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第十一條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第十二條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第十三條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第十四條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第十五條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第十六條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第十七條 漁業の許可を受けた者はあらかじめ起業の認可を受けなければならない。

第八條 漁業の許可を受けた者次の各号の一に該当するときは十日以内に漁業鑑札を知事に返納しなければならない。但し第二号の場合にあつては戸籍簿法による届出義務者又は清算人がこの手續をしなければならない。

- 一 許可期間満了その他許可の効力を消滅したとき。
- 二 死亡したとき又は法人解散したとき。
- 三 廃業したとき。

第九條 漁業の許可を受けた者次の各号の一に該当するときは遅滞なくその事由を具し漁業鑑札の再下附又は書換を申請しなければならない。

- 一 漁業鑑札を亡失したとき。
 - 二 漁業鑑札を毀損したとき。
 - 三 住所、氏名若しくは名称に変更を生じたとき。
- 前項第二号又は第三号の場合においては申請書に漁業鑑札を添付しなければならない。

第十條 漁業に関する申請又は届出の書類は漁業登録令によるものの外漁場を管轄する市町村長を經由しなければならない。

漁場の管轄が二市町村以上にわたるとき又は明確でないときは住所地の市町村長を經由しなければならない。

本縣に住所を有しない者は直接知事に提出しなければならない。

第十一條 漁業法施行規則第一條但書に規定する漁業に關し出願申請又は届出をしようとする者は別に副本一通を添付しなければならない。

第十二條 免許又は許可を受けなければならない漁業にして工作物の施設その他の行為により水面を使用するものは漁業免許又は許可申請書に公有水面使用許可に屬する事項を併記しなければならない。この場合にあっては願書に水面使用の面積を記載し漁場圖の外丈量圖並びに地況圖を添付しなければならない。

前項の申請に対し免許又は許可を受けたときはその併記した事項についても許可を受けたものとみなす。

第二章 制限禁止

第十三條 水産動植物の養殖保護漁業取締その他公益上必要ありと認めるときは漁業の許可を与えるに当り條款並びに地況圖を添付しなければならない。

件若しくは制限を附し又は既に許可した漁業を制限し停止し若しくは許可を取り消すことがある。

第十四條 漁業の許可を受けたもの許可の日より一年以内にその漁業に着手せず又は引續き二年以上休業したときはその許可を取り消すことがある。

但し特別の事由により知事の許可を受けたものはこの限りでない。

採捕許可証は採捕又は使用のときにこれを携帶しなければならない。

第五條第二項及び第三項並びに第六條、第七條及び第八條の規定は採捕許可証に準用する。

第十六條 漁業者でない者は次に掲げる漁具、漁法による外水産動植物を採捕することができない。

- 一 竿釣及び手釣
 - 二 擻網（湖山池及び東郷池を除く）
 - 三 えび伏撻網
 - 四 錐及び挟縫器（肥料藻採取に限る）
- 第十七條 次に掲げる水産動植物はこれを採捕し所持又は販売することができない。

- 一 あわび介殻最長部の長さ九センチオーナー未満のもの。
- 二 うなぎ全長三十センチメートル未満のもの。

三 ます（にじます、かわます、いわな「方言たんぶり」やまめ「方言ひらめ」）全長十五センチメートル未満のもの。

四 採捕又は使用の時期

第十八條 次に掲げる水產動植物は各号に定める期間内にこれを採捕し又は採捕したもの若しくはその製品を所持し又は販売することができない。

一 あはび 自九月一日 至十二月卅一日

二 あゆ 自二月一日及び自十月一日 至五月卅一日及び至十一月十日

三 ます (ほんます、にじます、かわます、いわな、やまめ) ほんます (自六月十五日 至十二月五日)

にじます、かわます、いわな、やまめ (自二月一日及び自十月一日 至三月卅一日及び至十一月十日)

四 さけ 自十一月十日 至十二月五日

五 いたやがい 自十一月一日 至二月末日

六 すわいがに (雄) (方言をやがに) (雄) (方言まつばがに) (自三月一日 至十月卅一日)

(自四月十五日 至十月卅一日)

七 てんぐさ (自一月一日 至六月五日)

八 えごのり (方言いぎす) (自五月一日 至七月二十日)

九 えみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの)

- 三 めあみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの) 四 あゆ張網 (掛網張投げ網追ひ掛けを含む)
五 打瀬あみ (中海におけるもの)
六 鵜使
七 川干
八 ふなや
九 水中に罠清を通じてなす漁法
十 あゆ流釣
十一 あゆ引懸釣 (方言なくま)
十二 火光その他の標明を利用する投網漁法 (天神川)

00829

及びその支流におけるもの)

十三 堀漬 (河川湖沼におけるもの)

十四 猪 (あめを目的とするもの)

十五 抄網 (河川におけるものにして俗称散餌寄と称する漁法に限る)

第二十條 次に掲げる漁具はこれを使用することはできない。

中 海

一 第一條の地曳網 網肩長さ三百三米を超えるもの

二 手操網 同 七十五米を超えるもの

三 旋網 同四百五十四米を超えるもの

四 鵜川漁業に使用する鵜網に柳支及び沈子を併用するもの

湖山池及び東郷池

一 地曳網及び船曳網 網肩長さ九十米網幅四、二米を超えるもの

但しこい、ふなを採捕する地曳網及び船曳網に限り網の兩端に網目十二纏以上、網地三十米以内ずつをつけることができる。

第二十一條 次に掲げる漁具、漁法により各その定める期間内に水產動植物を採捕することはできない。

中 海

一 第一條の地曳網船曳網及び旋網

二 網目一、八纏未満の網地を用いた漁具

自一月一日 至三月卅一日

- 七 てんぐさ (自一月一日 至六月五日)
八 えごのり (方言いぎす) (自五月一日 至七月二十日)
九 えみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの) 十 上り瀬サガリ漁及び張待あみ (河川湖沼におけるもの及び東郷池における「ツツキ」漁法を含む)
十一 あゆ張網 (掛網張投げ網追ひ掛けを含む)
十二 打瀬あみ (中海におけるもの)
十三 めあみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの)
十四 あゆ流釣
十五 あゆ引懸釣 (方言なくま)
十六 火光その他の標明を利用する投網漁法 (天神川)

七 てんぐさ (自一月一日 至六月五日)
八 えごのり (方言いぎす) (自五月一日 至七月二十日)
九 えみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの) 十 上り瀬サガリ漁及び張待あみ (河川湖沼におけるもの及び東郷池における「ツツキ」漁法を含む)
十一 あゆ張網 (掛網張投げ網追ひ掛けを含む)
十二 打瀬あみ (中海におけるもの)
十三 めあみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの)
十四 あゆ流釣
十五 あゆ引懸釣 (方言なくま)
十六 火光その他の標明を利用する投網漁法 (天神川)

二 手操網 網肩長さ五十四米網幅一、九米を超えるもの

外 海

手繩網及び打瀬網 網目二、四纏以下のもの

河川湖沼 石籠内において使用するもの 網目三纏以下のもの

一 鵜川及び寄場と称する漁業に使用する網 網目三纏以下のもの

二 刺網 (わかさげ、ぼら、せいくに限る) 及びこ

い張網 網肩長さ四百五十米を超えるもの

三 同 (ぼら、せいくに限る) 網目三、六纏以下のもの

一 第一條の地曳網船曳網及び旋網

二 網目一、八纏未満の網地を用いた漁具

自一月一日 至八月卅一日

- 七 てんぐさ (自一月一日 至六月五日)
八 えごのり (方言いぎす) (自五月一日 至七月二十日)
九 えみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの) 十 上り瀬サガリ漁及び張待あみ (河川湖沼におけるもの及び東郷池における「ツツキ」漁法を含む)
十一 あゆ張網 (掛網張投げ網追ひ掛けを含む)
十二 打瀬あみ (中海におけるもの)
十三 めあみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの)
十四 あゆ流釣
十五 あゆ引懸釣 (方言なくま)
十六 火光その他の標明を利用する投網漁法 (天神川)

七 てんぐさ (自一月一日 至六月五日)
八 えごのり (方言いぎす) (自五月一日 至七月二十日)
九 えみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの) 十 上り瀬サガリ漁及び張待あみ (河川湖沼におけるもの及び東郷池における「ツツキ」漁法を含む)
十一 あゆ張網 (掛網張投げ網追ひ掛けを含む)
十二 打瀬あみ (中海におけるもの)
十三 めあみ (河川におけるもので網目六纏未満のもの)
十四 あゆ流釣
十五 あゆ引懸釣 (方言なくま)
十六 火光その他の標明を利用する投網漁法 (天神川)

湖山池

四手網 自三月一日
至七月卅一日

湖山池及び東郷湖

一 地曳網及び船曳網 自二月一日
至十一月十五日

二 回し川 自五月一日
至九月三十日

三 手繩網 (網目一、八糸未満のもの) 自四月一日
至八月卅一日

四 ぬかえび曳網 (方言ぬかえび撒)
イ 口前弓形部 (方言「ヤマ」) の
高さ一、二米以上のもの 自八月一日
至十一月三十日

ロ 口前弓形部の高さ一、二米
以下七十五糸以上のもの 自十二月一日
至七月卅一日

ハ 繩袋に漏斗網 (方言「カヘリコ」) と称する
二重綱子網) をつけたもの 自十二月一日
至七月卅一日

五 採藻 (自四月一日
至六月十五日)

但し方言「チイガヒゲ」と称する水藻は四月一日
から五月三十一日までとする

湖山池

第二十二條 打瀬網及び、さば巾着網漁業は陸上より二
浬以内の海面でこれをすることはできない。
第二十三條 次に掲げる区域を禁漁区とし各その定める
期間内に水産動植物を採捕し又は魚類を他に散逸する
ことはできない。

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至る区域網自三糸未満の四手網 至七月卅一日

千代川、天神川、日野川各河口における標識より上
流三百六十米及び沿岸左右百四十米沖合八十米以内

の海面 千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日
あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上
流千五百米に至るまでの区域 千代川、天神川、日野川筋
投網漁業 自二月一日
至九月三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日

あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上
流千五百米に至るまでの区域 千代川、天神川、日野川筋
投網漁業 自二月一日
至九月三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日

あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上
流千五百米に至るまでの区域 千代川、天神川、日野川筋
投網漁業 自二月一日
至九月三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日

あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上
流千五百米に至るまでの区域 千代川、天神川、日野川筋
投網漁業 自二月一日
至九月三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日

あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上
流千五百米に至るまでの区域 千代川、天神川、日野川筋
投網漁業 自二月一日
至九月三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日

あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上
流千五百米に至るまでの区域 千代川、天神川、日野川筋
投網漁業 自二月一日
至九月三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日

あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上
流千五百米に至るまでの区域 千代川、天神川、日野川筋
投網漁業 自二月一日
至九月三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日

あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

千代川、天神川、日野川、各河口における標識より上
流千五百米に至るまでの区域 千代川、天神川、日野川筋
投網漁業 自二月一日
至九月三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

千代川、天神川、日野川筋
地曳網及び船曳網 自二月十日
至四月十五日及び自十一月十日

あゆの空懸釣 (方言「ゾロ」に限る) 自六月一日
至同三十日

湖山池口から湖山流末千代川落合に自三月一日
至七月卅一日

智頭川筋

一 八頭郡智頭町大字市瀬の瀬蟹川における中國配電
株式会社設置の堰堤から上流十八米下流百八十米
に至るまでの区域

二 八頭郡智頭町大字湯屋字闕屋における溢溉用堰堤
堤から上流十米下流四十米に至るまでの区域

自一月一日 至十二月三十一日

三 気高郡大郷村大字福井字脣力における馬崎の鼻
と白土鼻兩側との見通線以内の区域

自一月一日 至十二月三十一日

一 気高郡湖山村字新開の一南東隅より百八十度の
線と同村字新開の三北東隅より零度の線との兩方
位線間ににおける同村字新開の一新開の二及び新開
の三地先距岸九十米以内の区域

自一月一日 至十二月三十一日

二 気高郡大郷村大字福井字脣力における馬崎の鼻
と字下之二東南端との見通線以内の区域

自一月一日 至十二月三十一日

三 気高郡大郷村大字澤字町山分における千切れ
鼻と白土鼻兩側との見通線以内の区域

自一月一日 至十二月三十一日

八東川筋

八頭郡若狭町大字樋戸前ににおける日本発送電株式会
社設置の堰堤から上流十八米下流百八十米に至るま
での区域

自一月一日 至十二月三十一日

一 八頭郡智頭町大字湯屋字闕屋における溢溉用堰堤
堤から上流十米下流四十米に至るまでの区域

自一月一日 至十二月三十一日

千代川筋

八頭郡若狭町大字樋戸前ににおける日本発送電株式会
社設置の堰堤から上流十八米下流百八十米に至るま
での区域

自一月一日 至十二月三十一日

二 許可期間満了後二年以上を経過しない場所

第二十八条 石籠漁業は新たに免許しない。

第二十九條 潟河魚類の通路を遮断してする漁業は河川流幅の四分の一以上は魚道を開通しなければならない。

第三十条 第十六條及び第二十五條を除く外本則において制限又は禁止した事項及び漁業法第三十六條並びに漁業法施行規則第四十六條の規定は公共の用に供しない水面にして公共の用に供する水面又は漁業法第三條の水型に通ずるものにこれを適用する。

第三章 保護区域

第三十一條 定置漁業及び特別漁業の保護区域は次のように定める。

一 定置漁業

イ 台網漁業、まぐろ、ぶり及びさばの大謀網は網の前面千米後面百八十米沖合八十米以内の区域
同漁業いわし大敷網、かます網戸網及びいわし締網は網の前面三百六十米後面百米沖合百八十米以内の区域

二 特別漁業

イ 第七種漁業ブリ銅付は漁場区域の外圍三百六十米以内の区域
ロ 第八種漁業はいら漬木の外圍三百六十米以内の区域

前項第一号イ、ロの保護区域は網の前後両面の距離については垣網の磯の端からその沖の端を見通した線を基準としこれに直角に沖合の距離については垣網の磯の端からその沖の端を見通した線と敷網又は落網の中の側との交叉点において同見通線と直角に測定する但

し一の前後両面の距離は漁具に南口を備えるものについては前後両面の距離を合計しこれを二分したものを作各両面の距離とする。

第三十二条 前條の保護区域内ではその漁業中これを同一漁獲物を目的とする漁業をし又はその目的物の通路を遮断しこれを他に誘致し若しくは散逸する行爲をすることはできない但し漁業権又は入漁権により漁業をする場合はこの限りでない。

第四章 漁業標識

第三十三条 漁業の免許を受けた者は三十日以内に次に掲げる事項を記載した標識を漁場に近接する見易い場所に建設しなければならない但し専用漁業及び特別漁業についてはこの限りでない。

一 何々漁場標識

二 免許番号

三 漁業の種類及び名称

四 漁業の位置

五 漁業の時期

00834

00835

六 免許年月日及び存續期間

七 漁業権者の住所氏名又は名称

前項の漁業標識は方十二粁以上の木材又は石材を用地上一、二米以上の高さにしなければならない。

第三十四条 漁場標識を亡失し毀損し又はその記載事項に変更を生じたときは遅滞なくこれを再建し又は書換をしなければならない。

第三十五条 漁業権消滅したときは十日以内に漁場標識を撤去しなければならない。

第三十六条 潛水器漁業をする者はその操業中は次に掲げる事項を記載した旗章を船舷上一米以上の高さに掲げなければならない。

一 許可番号

二 漁業の名称

三 漁業の時期

四 許可年月日

五 漁業者の方八十粁以上の赤色布地を用いなければならぬ

ロ 落網類漁業はまち及びかますの落網は網の前面二百七十米後面百米沖合百米以内の区域
ハ 拝網類漁業、えび拝網は網の外面百八十米以内下流百八十米下り魚を目的とするものは同上流百八十米以内の区域

ニ 石籠はその外圍十八米以内の区域
ハ 拝網類漁業は上り魚を目的とするものは漁具の下流百八十米下り魚を目的とするものは同上流百八十米以内の区域

二〇

附 則

第一條 この規則は公布の日からこれを施行する。

第二條 この規則施行の際從前の規則第一條第一項及び

第十五條第一項の規定により許可をした者は本規則の規定により許可したものとみなす。

第三條 この規則施行の際從前の規定によつて許可した漁業で本規則第三條第一項の規定により新に起業認可を受けることを要するに至つた漁業をする者は本規則施行後六十日以内に起業認可申請書を提出しなければならない。

第四條 この規則施行の際從前の規則によつて下付した漁業鑑札は本規則によつて下付したものとみなす。

第五條 この規則施行の際從前の規則によつてした申請は本規則によつてしたものとみなす。

表		面		裏	
島	姓	年	月	島	姓
何々	漁業鑑札			何々	漁業鑑札
年	月	日		年	月
一五欄		一五欄		一五欄	
一、漁業場所	一、漁獲物種類	一、船名、噸數、馬力	一、船名、噸數、馬力	一、船名、噸數、馬力	一、船名、噸數、馬力
二、可	二、不可	二、根拠地	二、根拠地	二、根拠地	二、根拠地
三、許	三、不許	三、許可期間	三、許可期間	三、許可期間	三、許可期間
四、條件制限	五、條件制限	六、條件制限	七、條件制限	八、條件制限	九、條件制限

22800

00837

様式第二号

一、船名

二、船舶番号又は船鑑札番号

三、船籍港

四、船体の長さ幅及び深さ

五、総噸数

六、機関の種類及び馬力

七、予定起工年月日

八、予定竣工年月日

九、造船所の所在地及び名称

十、船舶所有者住所氏名

◇鳥取縣規則第五十九號

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十四号鳥取縣會計規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する

昭和二十三年九月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三十七條第三項の次に「地方職員及教職員ノ共済組合

昭和二十三年九月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十四号鳥取縣會計規則の一部

第三十七條第三項の次に「地方職員及教職員ノ共済組合

186,622,916

一
類
別一
類
別金
額
總
額

121,586,571

00838

3 分租金及負租金	65,036.045	10 繼費	86,042.000
2 負租金	11,181.160	1 縣債	86,042.000
4 使用料及手数料	1,644.505	1 會議費	461,664.629
1 使用料	1,285.408	2 手数料	359.097
5 國庫支出金	170,587.026	1 下達金	74,289.181
2 补助金	96,247.895	2 寄附金	1,038.700
6 寄附金	1,038.700	7 繙入金	276.009
1 寄附金	1,038.700	9 綜收入	4,377.218
1 特別会計繙入金	276.009	2 弁償金及び報償金	28,082
3 物品充拂代	85,633	3 債還金	4,203.541
4 債還金	4,203.541	5 過年度收入及返納金	59,957
5 過年度收入及返納金	59,957	3 警察費	1
		1 警察費	10,900.788
		2 海上警備費	△10,828.138
		3 自治体警察施設費	△572.650
		4 警察費	100,000
		5 警察費	500,000
		6 警察費	47,558
		7 災害災害補償費	100,000
		8 警員衛生管理費	37,204
		9 警察費	1,492.000
		10 繼費	2,246.877
		11 縣債	△1,485.783
		12 縣會議費	△1,306.622
		13 縣職員費	8,738.877
		14 縣職員費	86,042.000
		15 縣職員費	461,664.629
		16 定時制高等学校立移管費	5,238
		17 圖書館費	59,912
		18 公民講費	6,888
		19 社會教育費	204.156
		20 社會教育費	

00839

4 土木費	77,239.186	24 建築統制費	1,026,140
1 土木出張所費	149,711	25 土木資材調整費	143,944
2 境港務所費	21,406	5 教育費	20,481,187
3 道路橋梁費	221,818	1 小學校費	8,221,435
4 府縣道改良事業費	5,750,000	2 中學校費	3,321,271
6 施封土木補助費	48,000	3 高等學校費	2,655,393
8 災害防除施設費	12,788,000	4 特殊學校費	15,287
9 河川改良事業費	15,000,000	7 農良農學校縣立移管費	8,882
10 災害河川改良事業費	3,900,000	8 境高等女學校縣立移管費	8,882
12 細代港修築事業費	7,000,000	9 校閘高等學校費	1,641
13 港湾費	4,150,000	11 教育振興費	1,753,420
15 破防事業費	10,909,651	12 學制改革費	27,151
16 土木事業振興費	106,698	18 教育職員恩給金	4,145,141
17 產業開拓調査費	1,358,190	15 濟東農水產高等學校費	5,238
18 連合軍宿舍建設事業費	114,543	16 定時制高等学校立移管費	5,745
19 二十三年災害土木復旧費	0	17 圖書館費	59,912
22 境港修築事業費	14,500,000	18 公民講費	6,888
23 港湾統計調查費	56,640	20 社會教育費	

00840

11800

00841

22 社会体育費	40,000	19 地方労働委員会費	281,531
24 通信教育費	7,695	20 失業應急事業費	817,625
6 社会及児童施設費	4,467,216	7 保健衛生費	4,518,598
1 生活保護費	30,000	1 保健所費	1,370,621
2 保護施設費	180,000	2 健民費	24,248
3 生活保護補助費	318,046	3 傷瘍病子防費	366,926
4 住宅費	33,167	4 結核予防費	107,020
5 社会事業施設費	27,657	5 花柳病診療所費	56,810
6 児童福祉事業費	125,000	6 診療所費	47,939
7 防生委員費	15,469	7 性病予防費	5,007
8 援護事業費	70,000	8 鼠族昆虫駆除費	2,481,251
9 児童福祉事業費	2,239,418	9 衛生統計費	40,760
10 優待学校費	293,008	10 衛生取締費	57,466
11 児童相談所費	27,973	11 衛生諸費	10,545
12 一時保護所費	5,193	8 産業経済費	7,688,061
15 職業指導費	378,590	1 農事試験場費	73,681
16 労政諸費	88,589	2 農業技術員養成費	3,921
18 労働教育啓蒙費	36,000	3 主要食糧増產効率費	51,478
24 計量取締費	369,323	48 有畜營農指導所費	21,012

00842

49 和牛獎勵費	15,179	3 開拓試驗費	82,413
50 家畜傳染病子防施設費	139,331	4 農地委員會費	770,758
51 酪農獎勵費	3,948	5 農地制度改革費	922,734
52 馬產獎勵費	3,658	6 修築農場費	159,588
53 飼料獎勵費	9,895	7 開拓施設費	50,600
54 畜養人口授精施設費	8,564	9 農業土木調查費	88,591
55 畜產振興費	81,704	10 農業水利改良事業費	14,879,640
56 水產試驗場費	45,490	11 農道整修事業費	4,345
57 水產物增產獎勵費	7,246	12 畜園地開拓事業費	0
58 水產物增產獎勵費	501,967	13 食糧增產基本施設費	5,000,000
59 水產物需給獎勵費	10,594	14 畜害開拓事業幹線道路費	46,842
60 水產物登錄諸費	14,096	15 集團地開拓事業費	0
61 水產病蟲費	6,076	16 耘害耕地應急施設費	7,500,000
62 牧野開拓事業費	2,000,000	17 耘害防治推進費	150,000
63 漁港修繕事業費	2,000,000	18 大口堰用水改良事業費	14,120,000
64 船舶船場施設事業費	1,900,000	19 地方振興費	6,541
65 船舶船場施設事業費	95,010	1 地方振興費	1,956
66 船舶船場施設事業費	2,144,156	2 地方運輸費	4,585

00843

11. 都市計畫事業費	18,163	4 特別會計攝入金	179,000
1 都市計畫地方委員會費	18,163	5 東京連絡所費	10,381
2 基町戰災復興事業費	0	6 會計事務促進費	26,495
12 財產費		7 自動車諸費	
1 財產管理費	53,278	8 自動車諸費	641,895
13 統計調查費	58,278	9 公職適否審查諸費	18,172
1 一般統計調查費	8,359,673	10 諸國休閒調查諸費	17,176
4 各種統計調查費	849,631	11 元雄海軍將校調查費	5,688
5 教育統計調查費	1,885,848	12 外國人登錄諸費	2,993
7 常住人口統計調查費	130,575	13 涉外諸費	164,959
8 住宅統計調查費	467,845	15 過年度遞納金	50,000
14 選舉費	75,774	16 活外勞務管理費	49,407
1 衆議院議員選舉費	39,821	17 消防諸費	210,897
15 公債費	44,047,010	18 過年度支出金	47,082
1 元利債退金	12,928,010	19 退放者監察事務費	22,000
16 諸支出金	31,119,000	20 最高裁判所國民審查法趣旨徹底費	88,155
2 公金取拔費	248,776,472	21 政治資金規正公開法趣旨徹底費	1,255,122

00844

22 職員給与改善費	221,608.710	1 災害救助金	179,000
23 物價騰貴対処費	16,949.878	2 救助効率費	△60,000
歳出合計	461,664.529	3 元資偏入金	419,227
歳 入		歳 出	
1 事業收入	754,060	歳入合計	179,000
3 錫越金	500,000	昭和二十三年度特別会計競馬事業費歳入歳出予算	
歳入合計	1,254,060	1 事業收入	4,400,000
歳 出		2 使用料及手数料	17,000
1 事業費	1,254,060	1 手数料	17,000
歳出合計		3 雜收入	195,000
昭和二十三年度特別会計災害救助基金歳入		1 雜入	195,000
歳出追加更正予算		歳入合計	4,612,000
歳 入		歳 出	
1 稲入金	179,000		

00845

1 事業費	4,275,991	11. 溫泉利用による孵卵及び育雛に関する事項
2 諸支出金	816,009	11. 生産せん中小家畜の仔育家禽並びに雛の成績調査 及び飼養管理方法に関する事項
3 予備費	316,009	四、各種畜産加工並びにその普及啓蒙に関する事項
1 予備費	20,000	五、温泉利用による各種飼料の研究に関する事項
歳出合計	4,612,000	六、畜産技術員養成に関する事項
昭和二十三年五月十日を以つて鳥取縣種畜場附屬温泉利用畜産加工所設置規程を次のとくに定めた。		第二條 鳥取縣温泉利用研究所に左の職員を置く。
昭和二十三年九月三日		所長 一 名
鳥取縣知事 西 尾 愛 和		二級事務吏員 一 名
鳥取縣温泉利用畜産研究所設置規程		三級技術吏員 若干名
第一條 鳥取縣温泉利用畜産研究所は温泉利用による各種中小家畜、家禽の研究並びに畜加工を行ふその改良發達及び増殖を圖るため次の業務を行う。		嘱託 若干名
一、温泉利用による各種中小家禽の改良蓄殖並びに育成に関する事項		助 手 若干名

第一條 鳥取縣温泉利用畜産研究所は温泉利用による各種中小家畜、家禽の研究並びに畜加工を行ふその改良發達及び増殖を圖るため次の業務を行う。

一、温泉利用による各種中小家禽の改良蓄殖並びに育成に関する事項

第三條 所長は種畜場長の指揮をうけ所務を掌理し所員を指揮監督する。

第四條 三級事務吏員は所長の指揮を受け庶務会計に関する事務に從事する。

第五條 三級技術吏員及びその他の職員は所長の指揮を受ける試験研究に従事する。

第六條 所長事故あるときは上席吏員がその職務を代理する。

第七條 左の事項は所長においてこれを掌理し種畜場長に報告しなければならない。

一、職員の事務分担

二、職員の管内出張

三、職員の除職出仕

第八條 所長及び職員の管内出張日数五日以内である時は種畜場長に報告し、管内出張六日以上及び縣外出張のときは種畜場長の承認を受けなければならない。

第九條 所長は毎年四月末日までに前年度の事業成績を種畜場長に報告しなければならない。

第十條 処務細則その他所内の諸規定の制定改廃は種畜場長の承認を得て所長がこれを定める。

この規程は昭和二十三年五月十日より適用する。

附 則

◆鳥取縣告示第四百二十二號

物價統制令第四條の規定によつて昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百五十三号（鉄線、亞鉛引鉄線、丸釘の小売業者販売價格の統制額指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百二十三號

昭和二十三年九月十一日定例縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十三年九月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百二十四號

昭和二十三年二月鳥取縣告示第七十号（製パン加工費の統制額指定の件）は昭和二十三年九月一日からこれを廢止する。

昭和二十三年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

選舉告示

00847
◇鳥取縣選舉管理委員会告示第二十號

農地調整法第十五條ノ第二項の規定による選舉権を有する者の二分の一の数は、次の通りである。

昭和二十三年九月三日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

選舉区 同上の区域

農地調整法第十五條ノ第三項
五條ノ二第三項
各号の区分

第一選舉区	鳥取市	一號	一六、九五四
	岩美郡	二號	四、六〇二
	氣郡	三號	二六、四一六
第二選舉区	東伯郡	一號	三〇、〇〇一
	西伯郡	二號	五、五一〇
	日野郡	三號	二五、四七六

00846

00846